○島根県自転車防犯登録制実施要綱の制定について

(平成28年2月29日島生企甲第1055号本部長例規通達) 最終改正 平成30年2月15日

自転車防犯登録制については、島根県自転車防犯登録制実施要綱の制定について(平成6年3月8日島防少第174号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。)により実施してきたところであるが、この度、別添のとおり新たに「島根県自転車防犯登録制実施要綱」を制定し、平成28年3月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規通達は、平成28年2月28日限り、その効力を失う。

島根県自転車防犯登録制実施要綱

1 趣旨

この要綱は、自転車の盗難を防止するとともに、盗難、遺失又は放置自転車の迅速な発見、被害回復等に資するため、自転車の防犯登録(以下「登録」という。) の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 登録の対象

登録の対象は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に 規定する自転車とする。ただし、販売の目的で自転車販売業者が保有している自転 車は、除くものとする。

3 運営

登録の運営は、島根県警察(以下「警察」という。)並びに島根県自転車軽自動 車商協同組合(以下「組合」という。)及び島根県自転車軽自動車商協同組合特別 会員会(以下「特別会員会」という。)が行うものとする。

4 登録

- (1) 登録の取扱いは、組合が指定する自転車販売業者(以下「防犯登録所」という。) が行うものとする。
- (2) 登録の手続は、自転車防犯登録カード(様式第1号。以下「登録カード」という。)に所定の事項を記入した上、これに対応する防犯登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を自転車の見やすい箇所に貼り付けるものとする。登録カードのうち「①提出用」は警察が、「②登録所控」は防犯登録所が、「③お客様控」は自転車の所有者(以下「所有者」という。)が、それぞれ保管するものとする。
- (3) 登録は、次に掲げる場合において、所有者から登録の申込みを受けたときに行うものとする。
 - ア 自転車を新たに購入したとき。
 - イ 登録を受けていない自転車の登録を受けようとするとき。
 - ウ 登録を受けた自転車を買受け、譲受け、交換等により取得したとき。
 - エ 登録証の盗難、亡失又は毀損があったとき。

5 登録の変更

防犯登録所又は警察署は、登録を受けた自転車の所有者から住所又は氏名に変更があった旨の届出を受けたときは、防犯登録カード変更届(様式第3号。以下「変更届」という。)を作成するものとする。

6 登録の抹消

防犯登録所又は警察署は、所有者から自転車の廃棄等により登録を抹消する旨の 届出を受けたときは、防犯登録抹消届(様式第4号。以下「抹消届」という。)を 作成するものとする。

7 防犯登録所の措置

(1) 防犯登録所は、4(3)による登録を行ったときは、登録カードの「①提出用」を

おおむね1週間分を取りまとめて組合に送付するものとする。

- (2) 防犯登録所は、4(3)のウ又はエにより登録を行ったときは、当該登録前の登録カードの登録番号を警察署に連絡するものとする。
- (3) 防犯登録所は、5又は6による届出を受けたときは、登録カードの登録番号を警察署に連絡するとともに、変更届又は抹消届を組合に送付するものとする。

8 組合の措置

組合は、防犯登録所から 7(1)により登録カードの送付を、 7(3)により変更届又は 抹消届の送付を受けたときは、その記載内容を点検の上、速やかに島根県警察本部 生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)に送付するものと する。

9 警察署の措置

- (1) 警察署は、所有者から5又は6による届出を受けたときは、変更届又は抹消届に所定の事項を記入した上、速やかに生活安全企画課に送付するものとする。
- (2) 警察署は、防犯登録所から7(2)又は(3)により連絡を受けたときは、その登録番号を生活安全企画課に報告するものとする。
- 10 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から10年とする。

11 広報活動

警察並びに組合及び特別会員会は、防犯登録の普及徹底を図るため、関係機関と連携し、あらゆる機会及び手段を利用して広報を行い、県内における自転車の所有者全員が防犯登録をするよう自転車の防犯登録の推進に努めるものとする。

様式 [略]